

議 案 名	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を廃止する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務その他これに関連する業務の受託者が決定され、富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例の目的が達成されたことから、当条例を廃止するものです。
制 定 内 容	○条例の廃止 ○関係条例の改正 富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）別表21の2の項を削る。
施 行 日	公布の日

富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
21	庁舎整備検討審議会委員	学識経験	日額	8,000円	21	庁舎整備検討審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円			委員	日額	3,000円
					<u>21の2</u>	<u>新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会委員（学識経験）</u>	<u>日額</u>	<u>8,000円</u>	